

平成29年 5 月19日
国土交通省東京航空局

民間競争入札実施事業
東京国際空港場周警備設備等保守業務請負の実施状況について

1. 事業の概要

国土交通省東京航空局の東京国際空港場周警備設備等保守業務請負については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づき、以下の内容により平成27年4月から民間競争入札により実施しており、現在実施している事業は1期目である。

1) 業務内容

本事業は広大な東京国際空港の制限区域の秩序維持を目的として監視カメラと侵入警戒センサを連動させた場周警備設備と空港内での消火救難業務の指揮命令を司る防災通信指令設備及び関連する付帯設備（以下「場周警備設備等」という。）の点検及び保守を行うものである。

2) 契約期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間

3) 受託事業者

一般財団法人 航空保安協会

4) 実施状況評価期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間

5) 受託事業者決定の経緯

本事業にかかる落札者の決定は、総合評価方式により実施することとしており、平成26年12月19日の提出期限までに入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類及び技術提案書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。

入札価格については、平成27年2月4日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、総合評価の結果、一般財団法人 航空保安協会を受託事業者として決定した。

2. 確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価

本業務における民間競争入札実施要項（平成26年11月。以下「実施要項」という。）において定めた受託事業者が確保すべきサービスの質に対する、当局の評価は以下のとおり。

基本的な方針	主要事項	測定指標	評価結果
保守業務の実施により、広大な空港の秩序維持を可能とすること。	信頼性の確保	機器の不具合による障害をすべて復旧させること。	本業務実施要項1.1.2に示す保守の範囲において、復旧不可能件数は0件であった。
	機器・設備の保全	当該機器・設備について保守業務の不備に起因する破損及び損傷がないこと。	破損及び損傷件数は0件であった。

また、本業務実施要項1.2.2に示す、各業務において確保すべき水準に関し、受託事業者が実施した、業務の実施状況は以下のとおり。

基本的な方針	業務種別	確保すべき水準	実施状況
各業務に規定する要求水準を確保すること。なお、現行基準は実施要項(6.)に開示する情報に定める内容とし、従来の実施方法については改善提案を行うことができる。	定期保守	指定された点検内容を実施し、機器の性能を常時適切な状態に保つこと。	点検基準書に則り、予め保守計画を定め、計画的に実施することにより、機器の性能を適切な状態に保持した。実施回数は【参考】①のとおり。
	緊急保守	障害の発生又は発生のおそれがある場合に適切に対応し、早期の改善を行うこと。	監督職員の指示により、適切に対応し、早期の改善を行った。実施回数は【参考】②のとおり
	特別保守	指定された点検、作業等を実施し、当省の業務を適切に支援すること。	保守対象装置に関係する工事等への立ち会い、実施後の機器の正常性の確認など、業務支援を実施した。実施回数は【参考】②のとおり

【参考】評価期間における保守業務の実施状況

① 定期保守業務実績(点検単位・周期別)

(回)

平成27年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
月例点検	840	840	840	840	840	840	840	840	840	837	837	837	10,071
3ヶ月点検	7	17	9	7	17	9	7	17	9	7	17	9	132
6か月点検	44	55	57	36	34	29	46	55	56	36	34	29	511
1年点検	88	90	153	81	71	78	92	73	77	67	73	81	1,024
合計	979	1,002	1,059	964	962	956	985	985	982	947	961	956	11,738

(回)

平成28年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
月例点検	827	827	827	816	816	816	826	826	826	811	810	829	9,857
3ヶ月点検	7	7	9	5	7	9	5	9	9	7	7	9	90
6ヶ月点検	46	55	57	31	38	28	44	57	57	34	39	29	515
1年点検	88	73	153	72	74	77	94	84	77	67	74	74	1,007
合計	968	962	1,046	924	935	930	969	976	969	919	930	941	11,469

② 当省の要請に基づく緊急保守業務・特別保守業務実績

(回)

平成27年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
緊急	時間内	6	9	6	11	1	8	12	4	10	6	13	92
	時間外	2	2	1	4	1	4	-	1	1	3	1	21
特別	時間内	2	3	4	1	1	3	1	2	4	-	1	25
	時間外	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	4	5
合計		10	14	11	16	3	15	14	7	15	9	15	143

(回)

平成28年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
緊急	時間内	14	10	6	10	7	16	8	9	12	6	10	151
	時間外	-	3	-	1	5	3	1	3	1	1	5	33
特別	時間内	3	5	7	1	2	4	3	2	3	2	4	62
	時間外	-	1	2	-	-	2	2	-	-	3	6	18
合計		17	19	15	12	14	25	14	14	16	12	25	213

【所見】

計画的に定期保守業務が実施されると共に、突発的な設備の不具合について、監督職員
の指示に従い、緊急保守業務を確実に実施することにより、保守対象設備の機能保持が図
られ、空港全体の秩序の維持に寄与している。

3. 実施経費の状況及び評価（※金額は全て税抜）

1) 3カ年契約金額（消費税抜き）

ア 契約金額 ￥222,000,000（確定項目）

イ 精算金額

※実施要項 1. 2. 4（3）に基づき契約上の指定時間（9時から18時）外に
緊急保守・特別保守の各業務の実績に応じて精算を行うもの

￥3,095（通常時間帯：18時から22時及び05時から09時）／1時間

￥3,714（深夜時間帯：22時から05時）／1時間

ウ 1年あたりの平均金額

契約金額（H27-29年度平均）	￥74,000,000
精算金額（H27-28年度平均）	￥452,115

市場化テスト前後の請負金額比較表（消費税抜き）

（円）

契約区分	H24年度	H25年度	H26年度 (A)	1年あたりの 平均金額 (B)	比較(B-A)	
					金額	比率
契約金額	72,000,000	71,000,000	75,000,000	74,000,000	-1,000,000	-1.3%
精算金額(実績払い)	1,418,375	3,340,000	1,700,000	452,115	-1,247,885	-73.4%
合計	73,418,375	74,340,000	76,700,000	74,452,115	-2,247,885	-2.9%

2) 市場化テスト前後の経費の比較

定期保守業務について、業務内容及び業務量等に特段の仕様変更はないものの、市場化テストにおける経費と市場化テスト直前（平成26年度）を比較すると100万円（1.2%）の削減となった。

3) 検証

空港内工事等の進捗により、保守対象設備の数量に若干の増減があるため、契約金額面での増減が生じているが、市場化テスト導入前後において、落札率は低下傾向となっている。

業務名	H24年度	H25年度	H26年度 (A)	H27-29年度 市場化テスト 3カ年平均(B)	比較(B-A)
					比率
入札価格(税抜 円)	72,000,000	71,000,000	75,000,000	74,000,000	-1.33%
落札率(%)	99.97%	99.23%	95.32%	93.95%	1.37ポイント低下

4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等

○ 保守業務の迅速性に関する提案

複数箇所でも同時に不具合が発生した際にも速やかな対処を可能とする体制確保の提案がなされ、仕様書に規定する以上の業務担当者の配置がなされた。

○ 専門能力の維持、向上に関する提案

社内訓練マニュアルの整備し、定期的な訓練を実施する他、外部機関による専門研修に参加するなど、技能の保持・向上に努めていた。

5. 全体的な評価

実施経費については、上記3のとおり、年平均で100万円削減されており、経費削減の点で効果を上げている。

達成すべき質の達成状況については、上記2のとおり、信頼性の確保、機器・設備の保全について、確保されるべき質を満足するものであり、また、民間事業者の創意工夫による改善提案がされたことで、突発的な機器・設備の不具合について、迅速な対応が図られたことは評価することができる。

なお、事業実施期間中に、民間事業者が業務改善指示等を受けるなど、業務に係る法令違反行為等はなかった。

他方、応札者については1者であり競争性確保に課題が残った。

6. 今後の事業

以上のとおり、競争性確保について課題があり、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に定める市場化テストを終了する基準を満たしていないため、引き続き入札の競争性の向上を図る検討を行うこととする。また、引き続き公共サービス改革法の趣旨に基づき、公共サービスの質の向上，コストの削減等を図る努力をしていく予定である。

以 上